

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則

平成25年 4月 1日

明日香村規則第 10 号

(趣旨)

第1条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号。以下「法」という。)の施行については、法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令(昭和41年政令第384号)及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則(昭和42年建設省令第2号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(歴史的風土特別保存地区内における行為の許可申請又は協議)

第2条 法第8条第1項の規定による許可の申請又は同条第8項の規定による協議は、歴史的風土特別保存地区内行為許可申請(協議)書(第1号様式)を2部提出して行うものとする。

2 前項の申請書又は協議書には、附近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図、地形図、法面断面図、登記簿謄本(建築物の場合に限る。)等村長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(許可標識の掲示)

第3条 法第8条第1項の規定により村長の許可を受けた者は、許可を受けた行為の期間中、当該行為地の見やすい場所に、標識(第2号様式)を掲示しておかなければならない。

(許可申請の取り下げ等)

第4条 法第8条第1項の規定による許可の申請又は同条第8項の規定による協議の申出を行った者は、当該申請又は申出を取り下げるときは、歴史的風土特別保存地区内行為許可申請(協議)取り下げ届(第3号様式)により村長に届け出なければならない。

2 法第8条第1項の規定による許可を受けた者又は同条第8項の規定による協議を行った者は、当該許可又は協議に係る行為の全部又は一部を取りやめたいときは、歴史的風土特別保存地区内行為取りやめ届(第4号様式)により村長に届け出なければならない。

(住所・氏名等の異動届)

第5条 法第8条第1項の規定による許可の申請をした者は、自己の住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地若しくは名称又は代表者の氏名)に異動を生じたときは、速やかにその旨を第5号様式により、村長に届け出なければならない。

(行為の完了届)

第6条 法第8条第1項の規定により村長の許可を受けた者は、許可を受けた行為が完了したときは、その行為が完了した日から5日以内に、行為完了届(第6号様式)を提出しなければならない。

(身分証明書)

第7条 法第18条第2項の規定による当該職員の身分証明書は、(第7号様式)によるものとする。

(補足)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度村長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。